

1 キャリアアップ助成金の概要

赤字部分は、平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています。

正規雇用等転換コース ※1 ()内は大企業の額 (短時間正社員コースは大規模事業主)

正規雇用等に転換または直接雇用 (以下「転換等」という) する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成

- ①有期→正規：1人当たり40万円 (30万円) ①1人当たり50万円 (40万円)
②有期→無期：1人当たり20万円 (15万円)
③無期→正規：1人当たり20万円 (15万円) ③1人当たり30万円 (25万円)
<1年度1事業所当たり10人まで>

<1年度1事業所当たり15人まで (②は10人)>

対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円 ②5万円 ③5万円を加算します。
派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合、1人当たり10万円を加算します。
(加算額は中小企業・大企業ともに同額)

人材育成コース

有期契約労働者等に次の訓練を実施した場合に助成

- 一般職業訓練 (実施期間が1年以内のOff-JT)
- 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせた3~6か月の職業訓練)
- 中長期的キャリア形成訓練 (厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座) (Off-JT)

- Off-JT分の支給額
賃金助成・・・1人1時間当たり800円(500円)
経費助成・・・1人当たり Off-JTの訓練時間数に応じた右表の額
- OJT分の支給額
実施助成・・・1人1時間当たり700円 (700円)
<1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円>

	一般職業訓練・ 有期実習型訓練	中長期的キャリア 形成訓練
100時間未満	10万円 (7万円)	15万円 (10万円)
100時間以上 200時間未満	20万円 (15万円)	30万円 (20万円)
200時間以上	30万円 (20万円)	50万円 (30万円)

処遇改善コース

すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを3% (2%) 以上増額させた場合に助成

- 1人当たり1万円 (0.75万円) <1年度1事業所当たり100人まで>
「職務評価」の手法を活用した場合、1事業所当たり10万円 (7.5万円) を加算します。
1事業所当たり20万円 (15万円) を加算します。

健康管理コース

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成

- 1事業所当たり40万円 (30万円) <1事業所当たり1回のみ>

短時間正社員コース ※2

短時間正社員制度を規定し、① 雇用する労働者を短時間正社員に転換した、または、② 短時間正社員を新規で雇い入れた場合に助成

- 1人当たり20万円 (15万円)
上記期間内に**有期契約労働者等を短時間正社員に転換した場合、1人当たり30万円 (25万円)**
<短時間労働者の週所定労働時間延長コースの人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで>
対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算します。
(加算額は中小・大規模事業主とも同額)

短時間労働者の週所定労働時間延長コース ※3

週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長した場合に助成

- 1人当たり10万円 (7.5万円)
<短時間正社員コースの人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで>

- ※1 「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいいます。
無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限ります。なお、短時間正社員に転換等した場合は対象外となります (短時間正社員コースにより助成)。
※2 主にワーク・ライフ・バランスの観点から正規雇用労働者を短時間正社員に転換するケースや、短時間労働者を短時間正社員に転換するケースなどを想定しています。
※3 社会保険の適用基準を満たす労働時間まで延長し、労働者の能力のさらなる活用につなげることを目的としています。 3